

平成26年7月25日
危機管理監室消防保安課
内線 4278
電話 076-225-1485

住宅用火災警報器の設置状況等の調査結果について

本日（7月25日）、国（消防庁）において、平成26年6月現在の住宅用火災警報器の設置状況等の調査結果が公表された。

調査結果については、これまでの設置率に加え、今回より、新たに条例適合率も公表された。

○設置率：市町の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯の全世帯に占める割合

○条例適合率：市町の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合

本県の設置率は、前回調査（平成25年6月現在）より1.6ポイント上昇し、87.6%で、全国で高い方から5番目となっている。（全国平均は、79.6%）

条例適合率は、85.4%で、全国で高い方から2番目となっている。（全国平均は、66.9%）

県としては、今後とも、市町・消防機関と協力しながら、住宅用火災警報器の設置の普及に努める。

（参考）

○設置率

石川県：87.6%（前回：86.0%）

全国平均：79.6%（前回：79.8%）

（ 1位：福井県94.5%、2位：鹿児島県89.4%
3位：宮城県88.3%、4位：広島県87.9% ）

○条例適合率

石川県：85.4%

全国平均：66.9%

（ 1位：福井県89.1%、3位：岩手県82.1%
4位：鹿児島県80.2%、5位：山口県79.5% ）

○住宅用火災警報器の設置義務化の時期

・新築住宅：平成18年6月（改正消防法の施行日）

・既存住宅：平成20年6月（石川県内全市町の火災予防条例で適用）

※平成16年6月：消防法の改正